

○胎内市地域包括支援センター運営協議会要綱

平成17年11月30日

告示第136号

改正 平成19年4月1日告示第44号

平成24年4月27日告示第81号

平成25年2月25日告示第14号

平成26年7月9日告示第87号

平成27年4月1日告示第63号

平成28年7月4日告示第77号

平成30年4月23日告示第59号

令和2年4月8日告示第60号

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）が公正、中立的な立場で、保健、医療及び福祉の向上と包括的な地域ケアシステムの構築を図り、地域の中核機関としての役割を果たして行くことができるよう、次条に規定する事項を協議することを目的として、胎内市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) センターの設置等の承認に関することで次に掲げる事項

ア センターの担当する生活圏域の設定

イ センターの設置、変更及び廃止並びに法第115条の46第1項に規定する包括的支援事業（以下「事業」という。）を委託する法人の選定又は変更

ウ センターの設置者による介護予防サービス事業の実施

エ センターの設置者による指定居宅介護支援事業の実施

オ センターが指定介護予防支援事業所の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業者の選定

(2) センターの運営・評価に関することで次に掲げる事項

- ア センターの運営方法及び事業内容の審査及び評価
- イ センターに関する次に掲げる書類の受付
 - (ア) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (イ) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (ウ) その他運営協議会が必要と認める書類
- (3) 地域の連携・支援体制に関することで次の事項
 - 地域における連携体制と支援体制の構築、事業を支える地域資源の開発、関係組織等によるサービス機能のネットワークの形成等
- (4) 認知症初期集中支援チーム検討委員会に関することで次に掲げる事項
 - ア 認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の設置及び活動方針の検討
 - イ 支援チームと医療関係者、介護関係者等との連携システム構築の検討
 - ウ 支援チームの活動内容の評価
- (5) 在宅医療・介護連携推進事業検討委員会に関することで次に掲げる事項
 - ア 在宅医療の現状の把握及び課題の抽出並びに当該課題の解決策の検討
 - イ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の検討
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業運営に必要と認められる事項
(委員の構成)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者で構成し、市長が委嘱し、又は任命するものとする。

- (1) 医師
- (2) 精神科医師
- (3) 歯科医師
- (4) 歯科衛生士
- (5) 市内の介護保険サービス事業者の代表
- (6) 介護支援専門員の代表
- (7) 被保険者の代表
- (8) 介護保険サービス利用者又はその家族の代表
- (9) ボランティア組織の代表

- (10) 胎内市保健推進員の代表
 - (11) 民生・児童委員の代表
 - (12) 県の保健師
 - (13) しばた地域医療介護連携センターの代表
 - (14) センターの運営法人の管理者
 - (15) 健康づくり課の保健師
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、必要に応じ委員以外の関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年12月1日から施行する。

(最初に委嘱される委員の任期)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成19年4月1日告示第44号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月27日告示第81号)

この告示は、平成24年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月25日告示第14号)

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月9日告示第87号)

この告示は、平成26年7月11日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第63号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月4日告示第77号)

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月23日告示第59号)

この告示は、平成30年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月8日告示第60号)

この告示は、令和2年4月9日から施行する。